

議案第 96 号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正
について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 19 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和 2 年琴浦町条例第 号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和 2 年琴浦町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="284 936 432 1032">附 則 (適用区分)</p> <p data-bbox="260 1066 821 1326">2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、<u>令和 3 年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、<u>令和 2 年度</u>分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="876 936 1024 1032">附 則 (適用区分)</p> <p data-bbox="852 1066 1414 1326">2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、<u>令和 2 年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、<u>平成 31 年度</u>分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。